

新たな宇宙ビジネスの発展に向けた わが国の法的課題について

小塚莊一郎

(学習院大学法学部教授)

研究プロジェクトの概要

- 「投資・金融のフロンティアとしての宇宙ビジネスに関する法制度の研究」
 - 野村財団「金融・証券のフロンティアを拓く研究」助成（2016年度～2020年度）
 - 小塚荘一郎（学習院大学法学部教授）
 - 青木節子（慶應義塾大学総合政策学部教授）
 - 笹岡愛美（横浜国立大学国際社会科学府准教授）
 - 増田史子（岡山大学法学部教授）
 - 事務局：慶應義塾大学宇宙法研究所

宇宙2法

- 平成28年11月成立、平成29年11月一部を除き施行
 - 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律

打上げ、人工衛星管理の許可制
＋損害賠償(不法行為の特則)

- 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律

衛星リモートセンシング装置の許可制＋衛星リモートセンシング記録の提供(配布)の規制

宇宙ビジネス法の構造

- 三層ないし四層の重層構造
 1. 宇宙活動に関する国際法の枠組
 - 宇宙諸条約、ITU関係諸規範
 2. 宇宙活動の許可・監督に関する国内法
 - 宇宙活動法、衛星リモセン法、輸出管理
 3. 国際ビジネス法
 - 契約法、金融・担保取引法(ケープタウン条約宇宙資産議定書)、会社法等
 4. 業界標準・規格等(ソフトロー)
 - デブリ抑止に関するISO規格、有人飛行に関する安全規格等

宇宙活動の許可・監督に関する国内法

- 民間宇宙活動の許可、監督の制度(第一世代)
- 損害賠償能力の担保＝強制保険(第一世代)
- 保険の限度額を超える損害について事業者責任の免除＋国家補償の発動による支援(第二世代)
- 革新的な宇宙ビジネス(「シリコンバレー化」)のための基盤整備(第2.5世代の宇宙活動法)
 - 新規な技術思想にもとづく許可申請への対応
 - 新規参入者による射場の利用
 - 新種の宇宙ビジネスへの活動法の適用

英国産業法案(Space Industry Bill)

- 貴族院先議、下院が一部修正して可決したため貴族院にて再審議中
- 英国内での宇宙飛行活動(spaceflight activities)は事業者許可(operator license)が必要 (cl 3 (1)(a))
 - 宇宙飛行活動＝宇宙活動＋サブオービタル活動
 - 宇宙活動 (space activities):
 - 宇宙物体の打上げ
 - 宇宙物体の打上げ調達
 - 宇宙物体の地球への帰還(再突入)
- 英国内でのスペースポートの運営はスペースポート許可(spaceport license)が必要 (cl 3 (1)(b))

英国産業法案(Space Industry Bill)

- 事業者許可を得て宇宙飛行活動を行った事業者について、
 - 損害賠償責任額が義務づけられたTPL保険金額を超えた場合、政府が事業者に補償することができる (may) (cl 31 (2))
 - 本来の損害賠償責任額が政令で定める事業者の責任上限額を超えた場合、政府が被害者に対して補償することができる(may) (cl 31(3))
 - 政府補償額の上限、政府補償が行われる被害者、条件等は政令で定める (cl 31 (4))

第2世代の宇宙活動法？

世界の宇宙ビジネスの動向

- 宇宙産業の「シリコンバレー化」
 - IT系ベンチャーキャピタルによる宇宙産業への投資
 - ITの活用による宇宙技術の革新
 - バリューチェーン(上流[製造、打上げ]から下流[利用産業]まで)をまたぐ業界再編

中国の動向は？
(cf. 「宇宙でも大国から強国へ
AIとの連携をさらに強化」人民
中国2018年1月号)

米国宇宙法の動向

- National Space Council政策提言 (2018.2.21.)
 1. 打上げ・再突入許可手続の見直し
 - 行為規制規範から機能評価規範へ
 2. 商業宇宙活動に関する権限を商務省に集約
 - 打上げ許可を除く
 - ランデブー、接近、ドッキング等の軌道上活動を含む
 3. 周波数確保に向けた体制整備
 - 商務省電気通信情報局(NTIA) + 連邦通信委員会(FCC)
 4. 輸出管理レジームの政策評価

第2. 5世代の宇宙活動法へ？

商業宇宙活動のボトルネック

- ただちに直面するボトルネック
 - 「有限の資源」としての周波数
 - 射場＝宇宙へのアクセスポイント
- 中期的な課題＝宇宙活動の相互調整
 - 宇宙空間の交通管理(SSAからSTMへ?)
 - 宇宙資源探査、開発における「他国の活動への潜在的に有害な干渉」(宇宙条約9条)
 - 宇宙活動と環境問題(宇宙の景観、星空とdark sky)

第3世代の宇宙活動法の課題

ニュージーランド宇宙・高高度活動法

- Outer Space and High-Altitude Activities Act 2017
 - 打上げ許可制度 (launch license)
 - 射場許可制度 (facility license)
 - 高高度活動許可制度 (high-altitude license)
- 米国との間の技術保護協定 (Technology Safeguard Agreement)

訪問調査、近日敢行予定！

宇宙ビジネス法の展望

- 宇宙法務はコストではなく、
将来への成長投資
(ESGに関する花王株式会社の『コーポレートガバナンス
報告書』参照)
- 『国際商事法務』リレー連載
「世界の宇宙ビジネス法」

